

萩市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市長が社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項の規定により、社会福祉法人(以下、「法人」という。)に対して実施する指導監査について、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)に基づくもののほか、指導監査の実施に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の方針)

第3条 指導監査は、法人に関して国から発出される処理基準及び指導監査指針等の通知並びにこれまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

(指導監査の種別)

第4条 指導監査の種別は、「一般監査」及び「特別監査」とし、いずれも実地において行う。

2 一般監査は、法人に対し、別に定めるところにより定期的を実施する。

3 特別監査は、法人運営に重大な問題を有すると認められる場合等に随時実施する。

(一般監査の実施方法)

第5条 一般監査は、法人の事務所において、法人の代表者、理事等の役員及び職員又はその他必要と認める者(以下「役職員等」という。)の出席又は立会を求め、事前に提出を求めた書類及び関係書類等を閲覧し、役職員等から説明を求める面談方式により実施する。

(特別監査の実施方法)

第6条 特別監査は、法人から報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は役職員等の出頭を求め質問し、若しくは当該法人の事務所等に立ち入りその設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を実施するものとする。

(指導監査の実施計画の策定)

第7条 法人に対する指導監査の実施に当たっては、厚生労働省の指導監査指針等及び前年度の指導監査の状況等を踏まえて、指導監査実施計画を策定するものとする。

2 指導監査実施計画は、毎年度策定するものとする。

3 指導監査実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 実施方針
- (2) 重点指導監査項目
- (3) 法人ごとの指導監査実施形態

- (4) 実施時期
- (5) 監査調書
- (6) その他必要な事項

(指導監査の実施通知)

第8条 前条の規定により策定した指導監査実施計画に基づき法人に対し、原則として指導監査実施日の1ヶ月前までに文書で通知するものとする。

2 実地監査を実施する法人に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 指導監査を実施する職員（以下「指導監査職員」という。）の所属及び職名並びに氏名
- (4) 出席又は立会を求める役職員等
- (5) 提出を求める書類等及び提出期限
- (6) 指導監査当日に準備すべき書類等

3 特別監査については、第1項の規定にかかわらず個々の状況に応じ随時通知するものとする。

4 法人運営に特に不適切な事由があると推察され、通知を行うことによって指導監査の目的を達成することが困難であると認められる場合には、第1項及び前項に規定する通知を行わず指導監査を実施することができるものとする。

(指導監査職員)

第9条 指導監査は、2名以上の職員で実施するものとし、原則として1名は、係長又は課長補佐以上の職にある者とする。

(指導監査後の措置)

第10条 指導監査職員は、指導監査終了後、事務所等において法人の役職員等に対し、指導監査結果について講評を行い、改善を要すると認められた事項については、所要の改善を行うよう指導を行うものとする。

2 指導監査職員は、指導監査終了後、すみやかに復命書を作成し、法人の問題点を明確にした上で復命するものとする。

3 指導監査の結果、改善を要する事項については、改善措置を講ずるよう文書により法人に通知するものとする。

4 改善を求める事項については、2ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）を報告させ、その改善状況を挙証資料等により確認するものとする。

5 報告期限までに改善ができない事項（改善計画）については、積極的な事後指導により改善を徹底させるものとし、改善が図られない場合は、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

6 前項の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の

規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずるものとする。

- 7 指導監査結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況の確認を行うため、指導監査改善状況管理台帳を作成するものとする。

(行政上の措置)

第11条 前条第5項の規定に基づき改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の改善命令に従わないときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員了解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。

(指導監査職員の留意事項)

第12条 指導監査職員は、事前に提出された書類、前年までの指導監査結果の問題点その他必要な事項について、あらかじめ検討を加えるとともに、指導監査の手順及び分担等を定め、効率的に行うように努めるとともに指導監査を受ける法人の業務に支障がないよう留意するものとする。

- 2 指導監査職員は、常に穏健かつ冷静な言動と指導、援助的態度で接することにより役員等の理解と協力が得られるように努めるものとする。

- 3 指導監査職員は、事実の認定及び事務処理の判断において、常に公平不偏の態度で臨むよう努めるものとする。

(社会福祉法人指導監査連絡会議)

第13条 この要綱に定める指導監査に関する重要な事案については、保健福祉部内に設置する「社会福祉法人指導監査連絡会議（以下「指導監査連絡会議」という。）において審議するものとする。

- 2 指導監査連絡会議についての必要な事項は、別に定める。

(その他)

第14条 指導監査の実施については、この要綱に定めるもののほか「萩市社会福祉法人指導監査実施要領」において定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。